



長野県西駒郷管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第14号

長野県西駒郷管理規則の一部を改正する規則

第1条 長野県西駒郷管理規則（昭和43年長野県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「入所定員」を「利用定員」に改める。

第4条の見出しを「(利用者)」に改め、同条中「に入所」を「を利用」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の6第2項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の11第2項」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第19条第1項」に、「居宅生活支援費」を「介護給付費等」に改め、「及び知的障害者福祉法」の次に「(昭和35年法律第37号)」を加える。

第5条中「入所者」を「利用者」に改める。

第2条 長野県西駒郷管理規則の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の12第2項の規定による施設訓練等支援費の支給決定を受けた者」を削り、同条第2号中「知的障害者福祉法」の次に「(昭和35年法律第37号)」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

障害福祉課

長野県身体障害者リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第15号

長野県身体障害者リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

第1条 長野県身体障害者リハビリテーションセンター管理規則（昭和49年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則

目次中「～第3条」を「一第3条」に、「保護（第4条～）」を「便宜の供与（第4条一）」に、「～第17条」を「一第17条」に改める。

第1条中「長野県身体障害者リハビリテーションセンター条例（昭和49年条例第31号）」を「長野県立総合リハビリテーションセンター条例（昭和49年長野県条例第31号）」に、「長野県身体障害者リハビリテーションセンター（）」を「長野県立総合リハビリテーションセンター（）」に改める。

第3条中「保護及び」を「便宜の供与及び」に改め、同条の表中「保護」を「便宜の供与」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 入所による訓練及び便宜の供与

第4条中「保護」を「便宜の供与」に改め、同条第1号中「身体障害者福祉法」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第19条第1項の規定による介護給付費等の支給決定を受けた者又は身体障害者福祉法」に改め、「第17条の5第2項の規定による居宅生活支援費の支給決定を受けた者又は同法」を削る。

第6条中「保護」を「便宜の供与」に改める。

第16条中「健康保険法」の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に改め、「若しくは老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）別表第1老人医科診療報酬点数表」を削り、「平成6年厚生省告示第237号」を「平成18年厚生労働省告示第99号」に改め、「若しくは老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第253号）」を削る。

様式第1号中

「長野県身体障害者リハビリテーションセンター所長 殿」を「長野県立総合リハビリテーションセンター所長 殿」に改める。

様式第2号から様式第4号まで中

「長野県身体障害者リハビリテーションセンター所長 殿」を「長野県立総合リハビリテーションセンター所長 殿」に改める。

第2条 長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を次のように改正する。

目次中「入所による訓練及び」を削る。

第3条中「第2条第2号」を「第2条第1号」に改め、「入所による訓練、同条第3号に規定する短期間の入所による」を削り、「同条第4号」を「同条第2号」に改め、同条の表を次のように改める。

区 分	定 員
便宜の供与	140人
障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下この条及び次条において「法」という。)第5条第6項、第13項及び第14項に規定するもの	
法第5条第8項に規定するもの	4人
法第5条第11項に規定するもの	140人
入所診療	80人

第2章の章名を次のように改める。

第2章 便宜の供与

第4条中「に入所して訓練又は便宜」を「で便宜」に、「訓練等対象者」を「対象者」に改め、同条第1号中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「法」に改め、「又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の11第2項の規定による施設訓練等支援費の支給決定を受けた者」を削り、同条第2号中「第18条第3項」を「(昭和24年法律第283号)第18条第2項」

に改める。

第5条の見出しを「(利用期間)」に改め、同条中「訓練等対象者」を「対象者」に、「訓練期間」を「利用期間」に改める。

第6条の見出しを「(利用手続)」に改め、同条中「に入所して訓練又は便宜」を「で便宜」に改める。

第6条の2中「訓練等対象者」を「対象者」に改める。

第8条第1項中「訓練期間」を「利用期間」に改める。

第14条第1項中「訓練等対象者」を「対象者」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

障害福祉課

長野県障害者福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第16号

長野県障害者福祉センター管理規則の一部を改正する規則

長野県障害者福祉センター管理規則(平成10年長野県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「長野県聴覚障害者ライブラリー」を「長野県聴覚障害者情報センター」に、「ライブラリー」を「情報センター」に改める。

第6条第2項中「ライブラリーを」を「情報センターを」に改め、同項第4号中「ライブラリー」を「情報センター」に改める。

別記様式中「長野県聴覚障害者ライブラリー」を「長野県聴覚障害者情報センター」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

障害福祉課

勤労者福祉施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第17号

勤労者福祉施設管理規則の一部を改正する規則

勤労者福祉施設管理規則(昭和42年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を「第16条」に改める。

第2条から第4条までを削る。

第5条の見出し中「使用」を「使用等」に改め、同条第1項中「許可」を「規定による長野県勤労者福祉センター(以下「長野福祉センター」という。)の使用の許可」に、「勤労者福祉施設使用申込書」を「長野県勤労者福祉センター使用申込書」に、「。以下「使用申込書」という。)を館長」を「)を知事」に改め、同条第2項中「次に」を「指定管理者管理福祉施設の施設のうち次に」に、「施設」を「もの」に、「使用」を「利用」に改め、同項第2号中「松本福祉センター」を「長野県松本勤労者福祉センター(以下「松本福祉センター」という。)」に改め、同項第4号中「中野福祉センター」を「長野県中野勤労者福祉センター(以下「中野福祉センター」という。)」に改め、同項第6号中「庭球競技場及びプール」を「及び庭球競技場」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第4条の規定による長野福祉センター以外の福祉施設の利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申込書を条例第5条の規定によりその福祉施設(以下「指定管理者管理福祉施設」という。)の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

- (1) 利用目的
- (2) 利用日時
- (3) 利用する施設又は備品等の名称
- (4) 入場料又はこれに類するものを徴収する場合にあつては、その旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

第5条を第2条とする。

第6条を削る。

第7条の見出しを「(使用許可書等の交付)」に改め、同条中「館長」を「知事」に、「使用の」を「長野福祉センターの使用の」に、「勤労者福祉施設使用許可書」を「長野県勤労者福祉センター使用許可書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、条例第4条の規定による指定管理者管理福祉施設の利用の許可をしたときは、その利用許可書(前条第3項各号に掲げる施設を専用しないで利用しようとする場合にあつては、その利用券)を交付しなければならない。

第7条を第3条とし、同条の次に次の1項を加える。

(使用等の変更等)

第4条 条例第4条の規定による長野福祉センターの使用の許可を受けた者は、使用の変更をしようとするときは、長野県勤労者福祉センター変更使用申込書(様式第3号)に前条第1項の使用許可書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 条例第4条の規定による長野福祉センターの使用の許可を受けた者は、使用の取消しをしようとするときは、長野県勤労者福祉センター

使用取消届(様式第4号)に前条第1項の使用許可書を添付して、知事に提出しなければならない。

3 条例第4条の規定による指定管理者管理福祉施設の利用の許可を受けた者は、利用の変更をしようとするときは、その内容を記載した申込書に前条第2項の利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

4 条例第4条の規定による指定管理者管理福祉施設の利用の許可を受けた者は、利用の取消しをしようとするときは、届出書に前条第2項の利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

第8条及び第9条を削る。

第10条中「館長」を「知事」に、「福祉施設」を「長野福祉センター」に、「入館」を「長野福祉センターへの入館」に、「退館」を「長野福祉センターからの退館」に改め、同条を第5条とする。

第11条中「より許可を受けて福祉施設を使用する者(以下「使用者」という。)又は」を「よる使用又は利用の許可を受けた者その他」に改め、「の各号」を削り、同条第3号中「使用許可」を「使用又は利用の許可」に、「を使用」を「使用し、又は利用」に改め、同条第7号中「館長の許可を受けないで」を「別に定める場合を除き、」に改め、同条第8号中「館長が指示すること。」を「、知事が定める事項(指定管理者管理福祉施設にあつては、指定管理者が知事の承認を得て定める事項)」に改め、同条を第6条とする。

第12条を削る。

第13条の見出しを「(施設等の損傷等の届出)」に改め、同条中「使用者」を「条例第4条の規定による使用又は利用の許可を受けた者」に、「館長に」を「知事(指定管理者管理福祉施設にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)に」に、「館長の」を「知事の」に改め、同条を第7条とする。

第14条の見出しを「(使用等の後の処理)」に改め、同条中「使用者」を「条例第4条の規定による使用又は利用の許可を受けた者」に、「の使用」を「の使用又は利用」に、「当該使用」を「当該使用し、又は利用」に、「館長」を「知事」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の6条を加える。

(指定の申請)

第9条 条例第7条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(様式第5号)によるものとする。

2 条例第7条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第6条の申請を行うもの(以下この項において「申請者」という。)について知事がその性格に応じ前項に規定する申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 申請者が条例第8条第4号に該当する旨の誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(休館日)

第10条 長野福祉センターの休館日は、毎月第1水曜日及び12月29日から翌年1月3日までとする。

2 指定管理者管理福祉施設の休館日は、12月29日から翌年1月3日まで及び次の各号に掲げる福祉施設にあつては当該福祉施設の区分に従い当該各号に定める日とする。

- (1) 佐久勤労者福祉センター 毎月第1水曜日及び第3水曜日
- (2) 飯田福祉センター及び木曾福祉センター 毎月第1水曜日
- (3) 松本福祉センター 毎月第1火曜日及び第3火曜日
- (4) 中野福祉センター 毎月第1火曜日

(使用時間等)

第11条 長野福祉センターの使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 指定管理者管理福祉施設の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、別表第1に掲げる施設の利用時間は、それぞれ同表に掲げる時間とする。

(使用の許可等の取消し等)

第12条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止させ、又は許可に付した条件を変更することができる。

- (1) 第6条の規定に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。

2 条例第11条第2号に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 第6条の規定に違反したとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。

(使用料等の額)

第13条 条例別表第1の2に規定する知事が定める額は、別表第2のとおりとする。

2 条例別表第2の4に規定する知事が定める額は別表第3のとおりとし、条例別表第2の5に規定する知事が定める額は別表第4のとおりとし、条例別表第2の6に規定する知事が定める額は別表第5のとおりとする。

(使用料等の納付方法)

第14条 長野福祉センターの使用料は、第3条第1項の使用許可書が交付されるときに納付しなければならない。ただし、知事は、条例別表第1の2に規定する備品等を使用する場合にあつては、使用の際に使用料を納付させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、国又は地方公共団体が長野福祉センターを使用する場合にあつては、当該使用が終わった後に使用料を納付させることができる。

3 指定管理者管理福祉施設の利用料金(条例第10条第3項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)は、第3条第2項の利用許可書又は利用券が交付されるときに納付しなければならない。ただし、指定管理者は、第2条第3項各号に掲げる施設を専用しないで利用しようとする場合又は条例別表第2の4に規定する備品等を利用しようとする場合にあつては、利用の際に利用料金を納付させることができる。

4 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、国又は地方公共団体が指定管理者管理福祉施設を利用する場合にあつては、当該利用が終わった後に利用料金を納付させることができる。

第15条の見出しを「(使用料等の減免等)」に改め、同条第2項を削り、同条第1項中「第7条第1項」を「第14条第1項」に、「別表」を「別表第1」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第14条第1項第3号に規定する規則で定める特別の理由は、知事が特に必要があると認めた場合とする。

第15条第3項中「第7条」を「第14条第1項」に、「より、」を「よる」に、「勤労者福祉施設使用料減免申請書」を「長野県勤労者福祉センター使用料減免申請書」に、「館長」を「知事」に改め、同条に次の3項を加える。

4 条例第14条第2項第3号に規定する規則で定める特別の理由は、指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

5 条例第14条第2項に規定する規則で定める額は、納付すべき利用料金の額に、第2項各号に掲げる区分に従い当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

6 条例第14条第2項の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

第16条を次のように改める。

(使用料等の還付等)

第16条 条例第15条第1項第2号に規定する規則で定める日は、使用日の7日前の日とする。

2 条例第15条第1項第3号に規定する規則で定める特別の理由は、知事が特に必要があると認めた場合とする。

3 条例第15条第1項ただし書の規定による使用料の還付の額は、既に納付した使用料の額に、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 条例第15条第1項第1号に規定する場合

ア 全く使用できなくなったとき 100分の100

イ 使用予定時間の2分の1以上を使用できなくなったとき 100分の50

(2) 条例第15条第1項第2号に規定する場合 100分の50(使用日の1月前の日までに取り消した場合にあつては、100分の75)

(3) 条例第15条第1項第3号に規定する場合 知事とその都度定める率

4 条例第15条第1項ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、長野県勤労者福祉センター使用料還付申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

5 条例第15条第2項第2号に規定する規則で定める日は、利用日の7日前の日(ホール並びに松本福祉センター及び中野福祉センターの大会議室にあつては、利用日の1月前の日)とする。

6 条例第15条第2項第3号に規定する規則で定める特別の理由は、指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

7 条例第15条第2項ただし書の規定による利用料金の還付の額は、既に納付した利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 条例第15条第2項第1号に規定する場合

ア 全く利用できなくなったとき 100分の100

イ 利用予定時間の2分の1以上を利用できなくなったとき 100分の50

(2) 条例第15条第2項第2号に規定する場合 100分の50(利用日の1月前の日(ホール並びに松本福祉センター及び中野福祉センターの大会議室にあつては、利用日の3月前の日)までに取り消した場合にあつては、100分の75)

(3) 条例第15条第2項第3号に規定する場合 指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率

8 条例第15条第2項ただし書の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

第17条中「館長」を「知事」に改める。

附則第3項の前の見出し、同項及び附則第4項を削る。

附則様式を削る。
別表第1を次のように改める。
(別表第1)(第11条関係)

体育館等の利用時間

区 分		利 用 時 間	
飯田福祉センター	体育館	午前8時30分から午後9時30分まで	
伊那福祉センター	体育館	午前8時30分から午後9時30分まで	
野外趣味活動センター	野球場	4月1日から9月30日まで	午前6時から午後7時(月曜日は、午後5時)まで
		10月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後5時まで
	庭球競技場	4月1日から9月30日まで	午前6時から午後9時30分(月曜日は、午後5時)まで
		10月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後9時(月曜日は、午後5時)まで

別表第4中「(第6条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同表の2中「使用料」を「金額」に改め、同2の備考中「使用料の額は、使用」を「金額は、利用」に改め、同表の3中「を使用」を「を利用」に、「使用料」を「金額」に改め、同表の4中「使用する場合の使用料」を「利用する場合」に、「使用する施設の使用料の額」を「条例別表第2の1の(1)の金額」に改め、同表の5中「使用する場合の使用料」を「利用する場合」に、「使用料」を「金額」に改め、同表を別表第5とする。

別表第3中「(第6条関係)」を「(第13条関係)」に、「の使用料」を「の利用料金」に、「使用料」を「金額」に、「を使用」を「を利用」に改め、同表を別表第4とする。

別表第2中「(第6条関係)」を「(第13条関係)」に、「の使用料」を「の利用料金」に、「使用料」を「金額」に、「に使用」を「に利用」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の別表を加える。

(別表第2)(第13条関係)

1 備品

区分	午前9時から正午まで	午後零時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後零時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	超過時間(超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。)1時間につき
ピアノ(たて型)	円 300	円 300	円 300	円 600	円 600	円 900	円 100
ワイヤレスマイクフオン	500	500	500	1,000	1,000	1,500	150
マイクフオン	200	200	200	400	400	600	50
ビデオデッキ	500	500	500	1,000	1,000	1,500	150

2 電気器具の持込みをして電力を使用した場合

区分	使用料						超過時間(超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。)1時間につき
	午前9時から正午まで	午後零時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後零時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	
持込み電気器具の定格消費電力の合計が1キロワットまでごとに	円 110	円 160	円 150	円 270	円 310	円 420	円 40

3 冷房又は暖房を使用する場合

使用する施設の使用料の100分の30に相当する額の範囲内において別に定める額

様式第1号中「(第5条関係)」を「(第2条関係)」に、「勤労者福祉施設使用申込書」を「長野県勤労者福祉センター使用申込書」に、「館長 殿」を「長野県知事 殿」に改める。

様式第2号中「(第7条関係)」を「(第3条関係)」に、「勤労者福祉施設使用許可書」を「長野県勤労者福祉センター使用許可書」に、「館長 印」を「長野県知事 印」に改める。

様式第3号を次のように改める。